

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、直近の人口が約24万人で、安定的に増加を続けている。さらには、市内には8つの駅があり、また、東名高速道路横浜町田ICに近いことから都心への交通アクセスに恵まれた特徴を有している。

市内には、6,955事業所が存在し、その産業構造は、第一次産業が5事業所(0.07%)、第二次産業が1,177事業所(16.92%)、第三次産業が5,773事業所(83.01%)となっており、平成28年との比較では、第一次産業では2事業所、第二次産業では10事業所、第三次産業では512事業所が減少している。

事業所数の上位3業種は、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、不動産業であり、平成28年との比較では、運輸業、学術研究・技術サービス業、医療・福祉に増加が見られ、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業については、減少が見られる。

※出典：令和3年度経済センサス活動調査（集計値）

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入の促進を図るために、市として必要な施策を実施し、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件（年間10件程度）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化・省力化の推進、DXの取組みによる業務効率化、カーボンニュートラルの推進等多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 本市市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。